

令和6年第3回七戸町議会定例会 会 議 録

令和6年8月23日七戸町告示第83号で、令和6年第3回七戸町議会定例会を9月6日
日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和6年 9月 6日 午前10時00分 開会

令和6年 9月13日 午前11時36分 閉会

○応召議員（16名）

議 長	16番	附 田 俊 仁 君	副議長	15番	岡 村 茂 雄 君
	1番	藤 井 夏 子 君		2番	中 野 正 章 君
	3番	山 本 泰 二 君		4番	向中野 幸 八 君
	5番	二ツ森 英 樹 君		6番	小 坂 義 貞 君
	7番	澤 田 公 勇 君		8番	工 藤 章 君
	9番	呷 清 悦 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	瀬 川 左 一 君		12番	田 嶋 輝 雄 君
	13番	三 上 正 二 君		14番	田 島 政 義 君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

報告第24号 専決処分事項の報告について

（令和6年度七戸町一般会計補正予算（第4号））

議案第66号 七戸町税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の
一部を改正する条例について

議案第68号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第69号 七戸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護
予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について

議案第70号 七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について

議案第71号 七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例について

- 議案第72号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第73号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第74号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第58号 令和6年度七戸町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第59号 令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第60号 令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第61号 令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第62号 令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 令和6年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第64号 令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 決算審査特別委員会審査報告
- 議案第65号 令和5年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第25号 令和5年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第26号 令和5年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告について
- 報告第27号 令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告について
- 報告第28号 令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書の報告について
- 報告第29号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和5年度事務事業分)に関する報告について
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 発議第1号 七戸町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第2号 七戸町議会会議規則の一部を改正する規則について

○その他

- 会議録署名議員の指名について
- 会期の決定について
- 諸般の報告について

**令和6年第3回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

令和6年9月6日（金） 午前10時00分 開会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「報告第24号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町一般会計補正予算（第4号）」から「諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの17議案、6報告、1諮問を一括上程
（町長提案理由説明）

日程第5 決算審査特別委員会設置について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	疇清悦君		10番	佐々木寿夫君
	12番	田嶋輝雄君		13番	三上正二君
	14番	田島政義君			

○欠席議員（1名）

11番 瀬川左一君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	仁和圭昭君
総務課長	鳥谷部慎一郎君	支所長 (兼庶務課長)	金見勝弘君
企画調整課長	田中健一君	財政課長	附田敬吾君

税 務 課 長	高 田 美由紀 君	町 民 課 長	高 田 博 範 君
保 健 福 祉 課 長	西 野 勝 夫 君	介 護 高 齢 課 長	三 上 義 也 君
こ ども み ら い 課 長	澤 山 晶 男 君	会 計 管 理 者 (兼 会 計 課 長)	中 村 陽 一 君
商 工 観 光 課 長	佐 々 木 和 博 君	農 林 課 長	原 子 保 幸 君
建 設 課 総 括 主 幹	中 村 哲 也 君	上 下 水 道 課 長	町 屋 淳 一 君
教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	附 田 良 亮 君
生 涯 学 習 課 長	井 上 健 君	国 民 ス ポ ー ツ 大 会 推 進 課 長	山 田 真 太 郎 君
(兼 中 央 公 民 館 長 ・ 南 公 民 館 長 ・ 中 央 図 書 館 長)			
世 界 遺 産 対 策 室 長	鳥 谷 部 伸 一 君	農 業 委 員 会 会 長	天 間 俊 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 村 教 男 君	代 表 監 査 委 員	吉 川 正 純 君
監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 和 徳 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	新 館 文 夫 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	鳥 谷 部 慎 一 郎 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 相 馬 和 徳 君 事 務 局 次 長 中 村 大 樹 君

○会議録署名議員

7 番 澤 田 公 勇 君 8 番 工 藤 章 君

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○開会宣告

- 議長（附田俊仁君） 改めまして、おはようございます。
ただいまから、令和6年第3回七戸町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。
したがって、令和6年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。
-

○開議宣告

- 議長（附田俊仁君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。
-

○日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番澤田公勇君と8番工藤章君を指名いたします。
-

○日程第2 会期の決定について

- 議長（附田俊仁君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
初めに、議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員長。
○議会運営委員長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
議会運営委員会委員長報告をいたします。
去る8月23日告示、本日招集されました令和6年第3回七戸町議会定例会の会期について、先般8月23日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日9月6日から9月13日までの8日間を会期とすることに決定いたしました。
本日は、議案等の一括上程、決算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。
7日・8日は閉庁日のため休会とします。9日は一般質問、10日は議案調査のため休会とします。
11日・12日は決算審査特別委員会を行います。運営方法については、皆様のお手元に配付のとおり議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にしてください。
最終日の13日は、議案第65号を除き、今回上程されております全議案について審議を行うこととしております。

以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月13日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（附田俊仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（附田俊仁君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

報告第24号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町一般会計補正予算（第4号））から諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの17議案、6報告、1諮問を一括上程いたします。

初めに、町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回七戸町議会定例会が開会されるに当たり、提出議案を御説明する前に、一般報告をさせていただきます。

初めに、町の基幹産業である農業についてですが、主要作物である水稻の生育状況は、昨年と同様に高温で経過したことから、収穫期は平年より早まると見込まれており、上北地域県民局の農業生産情報によりますと、刈取り適期は9月10日前後とのことであります。

今後は、県及び農協、農業関係団体等と連携を密にし、良質米確保に向けた適期刈取りなど、管理・技術指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、令和5年産においては、米の民間在庫が過去最少となり、小売店でも品薄状態の、いわゆる「米不足」が続いておりますが、今後、新米が出回ることで解消されるの

か、生産者の手取り価格や店頭価格がどのように推移していくのか、注視していかなければならないと考えています。

次に、平成25年以来11年ぶりの屋外開催となりました「しちのへ夏まつり」であります。台風の接近により、時おり小雨の混じる天候となりましたが、町内外から約2,000人のお客様に御来場いただき、にぎわいをみせていました。

夜の花火打上げでは、昨年以上に協賛金の御支援をいただきました。小雨の降る中での開催となりましたが、最後まで盛大に打ち上げることができました。

また、本日9月6日から8日までの3日間で開催となる「しちのへ秋まつり」であります。山車の合同運行は、昨年と同じ13町内会が参加予定であり、5年ぶりに仮装大会も開催されることから、にぎやかに開催できるものと期待しております。

次に、国民スポーツ大会開催に向けての取組状況であります。先月8月31日には、「国スポ剣道競技会 開催777日前イベント」を観光交流センターにおいて開催いたしました。当日は、公式キャラクター「剣道アップリート君ねぶた」と「カウントダウンボード」の除幕式や「青の煌めきダンス」及び「ねぶた囃子」の披露など、盛会裏に終えることができました。

今後につきましても、国スポ七戸町実行委員会のウェブサイト等も活用しながら、積極的な広報活動を展開し、国民スポーツ大会へ向け、町全体での機運の醸成を図ってまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明いたします。

報告第24号専決処分事項の報告について。

令和6年度七戸町一般会計補正予算（第4号）については、ふるさと納税の寄附額が4月から6月にかけて、前年度比4倍以上となり、これに伴い、ふるさと納税返礼品及びふるさと納税業務委託料の支出が大幅に増加し、早急に予算を追加する必要性が生じたこと、また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民を支援するため、新たな住民税非課税世帯等に対する生活支援給付金事業及び定額減税補足給付金事業の実施に向けて早急に対応する必要性が生じたことから、歳入歳出予算の総額に1億5,538万3,000円を追加し、予算の総額を116億9,985万2,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に1億3,538万3,000円、寄附金に2,000万円を追加し、歳出は、総務費に1億5,538万3,000円を追加したものです。

議案第66号七戸町税条例の一部を改正する条例については、公益信託に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第67号七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案

するものです。

議案第68号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第69号七戸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第70号七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第71号七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正をするため提案するものです。

議案第72号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、事業規模の精査から、七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第73号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、事業規模の精査から、七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第74号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されるため、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更をする必要があり、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。

議案第58号令和6年度七戸町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額に2億5,635万4,000円を追加し、予算の総額を119億5,620万6,0

00円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税に7億2,733万2,000円、繰越金に7,856万4,000円を追加し、繰入金から6億7,972万1,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、民生費に9,168万円、衛生費に5,335万5,000円、土木費に1億4,064万5,000円、教育費に5,071万2,000円を追加し、消防費から1億1,357万8,000円を減額するものです。

今回の補正の主な内容は、歳入では、普通交付税及び前年度繰越金の確定に伴い、それぞれ増額計上しております。歳出では、例年、当初予算編成において、歳入不足を補うため、9月補正としている除雪関連経費の増額及び電源立地地域対策交付金交付限度額が確定したことによる消防費に係る中部上北広域事業組合負担金の減額となっております。

また、県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して実施するゼロ歳児から2歳児の保育料無償化事業及び小・中学校修学旅行費助成事業の関連予算を補正しております。

議案第59号令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から102万8,000円を減額し、予算の総額を17億5,190万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税から535万6,000円を減額し、歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金から647万3,000円を減額するものです。

議案第60号令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に701万1,000円を追加し、予算の総額を4億7,250万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金に819万9,000円を追加し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に699万円を追加するものです。

議案第61号令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に7,020万3,000円を追加し、予算の総額を27億9,967万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金に1,210万4,000円、繰越金に5,777万7,000円を追加し、歳出の主なものは、諸支出金に6,950万円を追加するものです。

議案第62号令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に4万2,000円を追加し、予算の総額を546万5,000円とするものです。

歳入は、繰入金に4万2,000円を追加し、歳出は、総務費に4万2,000円を追加するものです。

議案第63号令和6年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益に27万6,000円を追加し、営業外収益から3万円を減額し、水道事業収益の総額を3億6,522万7,000円とし、収益的支

出の営業費用に59万4,000円、特別損失に106万8,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億3,226万1,000円とするものです。

議案第64号令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入の営業外収益に596万5,000円を追加し、下水道事業収益の総額を3億2,389万4,000円とし、収益的支出については、営業費用に643万円、営業外費用に25万円を追加し、下水道事業費用の総額を4億4,556万6,000円とするものです。

資本的収入については、企業債に1,030万円、負担金に106万6,000円を追加し、下水道事業資本的収入の総額を4億262万9,000円とし、資本的支出は建設改良費に1,065万1,000円を追加し、下水道事業資本的支出の総額を4億991万8,000円とするものです。

また、企業債の限度額については、1,030万円を追加し、9,770万円とし、一時借入金の限度額については、1,030万円を追加し、2億1,780万円とするものです。

議案第65号令和5年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、令和5年度の七戸町各会計歳入歳出決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

報告第25号令和5年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものです。

報告第26号令和5年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告については、継続費を設定した、（仮称）七戸町総合アリーナ建設事業の終了に伴い、継続費の精算に関する報告をするものです。

報告第27号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告については、継続費を設定した、下水道事業地方公営企業会計移行支援業務の終了に伴い、継続費の精算に関する報告をするものです。

報告第28号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書の報告については、継続費を設定した、下水道事業地方公営企業会計移行支援業務の終了に伴い、継続費の精算に関する報告をするものです。

報告第29号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度事務事業分）に関する報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告するものです。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、竹内寿子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上御

賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 次に、教育長から報告を求めます。

教育長。

○教育長（附田道大君） おはようございます。議員の皆様には、日頃から教育行政に対して格別の御支援、御指導を賜り、心からお礼申し上げます。

それでは、9月議会定例会に上程いたしました報告第29号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度事務事業分）に関する報告について御説明申し上げます。

七戸町教育委員会では、効率的な教育行政の推進を図るため、学識経験者からなる「七戸町教育評価審議会」を設置し、教育委員会部局、各課・室・館の令和5年度における主要事務事業を対象に点検・評価を行いました。

審議会からの点検・評価結果を受けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告するものです。

また、報告書については、七戸町ウェブサイトに掲載し公表いたします。

点検・評価の結果を踏まえ、これからの施策に反映させ、教育行政を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。説明・報告といたします。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 決算審査特別委員会設置について

○議長（附田俊仁君） 日程第5 決算審査特別委員会設置について。

初めに、令和5年度各会計歳入歳出決算の概要について、会計管理者より説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（中村陽一君） おはようございます。

ただいまから、令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

各会計に共通いたしますが、予算額及び決算額については、前年度からの繰越明許費を含んだものとなっております。

それでは最初に、一般会計について説明いたします。

予算総額は133億6,025万5,915円であります。

歳入決算額は132億2,949万7,155円で、予算額に対する収入率は99.02%、調定額に対する収入率は98.11%でございます。

一方、歳出決算額は129億1,767万2,011円で、予算額に対しての執行率は96.69%、不用額2億1,221万7,064円を生じております。

このことから、一般会計決算の歳入歳出差引残額は3億1,182万5,144円で、こ

の残額から令和6年度への繰越明許費繰越額541万6,000円、事故繰越繰越額2,784万4,840円を控除した実質収支額は2億7,856万4,304円となります。

この額から条例に基づき1億9,000万円を基金へ繰り入れし、残額の8,856万4,304円が令和6年度への繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計について説明いたします。

予算総額は18億131万1,000円であります。

歳入決算額は18億3,130万8,881円で、予算額に対する収入率は101.67%、調定額に対する収入率は96.86%でございます。

一方、歳出決算額は17億5,589万7,154円で、予算額に対しての執行率は97.48%、不用額4,541万3,846円を生じております。

このことから、国民健康保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は7,541万1,727円となり、全額を基金へ繰り入れするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

予算総額は4億6,072万3,000円であります。

歳入決算額は4億6,808万6,262円で、予算額に対する収入率は101.6%、調定額に対する収入率は100.05%でございます。

一方、歳出決算額は4億5,988万6,139円で、予算額に対しての執行率は99.82%、不用額83万6,861円を生じております。

このことから、後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出差引残額は820万123円となり、全額が令和6年度への繰越金となります。

次に、介護保険特別会計について説明いたします。

予算総額は28億1,401万1,000円であります。

歳入決算額は28億1,394万1,915円で、予算額に対する収入率は99.99%、調定額に対する収入率は99.78%でございます。

一方、歳出決算額は26億9,826万3,020円で、予算額に対しての執行率は95.89%、不用額1億1,574万7,980円を生じております。

このことから、介護保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は1億1,567万8,895円となり、この額から条例に基づき5,790万円を基金へ繰り入れし、残額の5,777万8,895円が令和6年度への繰越金となります。

次に、介護サービス事業特別会計について説明いたします。

予算総額は487万3,000円あります。歳入決算額は491万7,206円で、予算額に対する収入率は100.91%、調定額に対する収入率は100%でございます。

一方、歳出決算額は460万8,143円で、予算額に対しての執行率は94.56%、不用額26万4,857円を生じております。

このことから、介護サービス事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は30万9,063円となり、全額を基金へ繰り入れするものです。

次に、七戸霊園事業特別会計について説明いたします。

予算総額は198万7,000円であります。

歳入決算額は213万704円で、予算額に対する収入率は107.23%、調定額に対する収入率は100%でございます。

一方、歳出決算額は155万4,508円で、予算額に対しての執行率は78.23%、不用額43万2,492円を生じております。

このことから、七戸霊園事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は57万6,196円となり、全額を基金へ繰り入れするものであります。

次に、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

予算総額は6億8,544万7,000円であります。

歳入決算額は5億7,627万285円で、予算額に対する収入率は84.07%、調定額に対する収入率は83.67%でございます。

一方、歳出決算額は5億7,104万6,648円で、予算額に対しての執行率は83.31%、不用額347万352円を生じております。

公共下水道事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は434万637円となっており、繰越明許費繰越額の88万円を含めた522万3,637円につきましては、地方公営企業法の適用に伴い、同法の規定による特別会計に引き継ぎを行っております。

最後に、農業集落排水事業特別会計について説明いたします。

予算総額は8,671万8,000円であります。

歳入決算額は8,651万5,347円で、予算額に対する収入率は99.77%、調定額に対する収入率は99.9%でございます。

一方、歳出決算額は8,577万3,420円で、予算額に対しての執行率は98.91%、不用額94万4,580円を生じております。

農業集落排水事業特別会計決算の歳入歳出差引残額の74万1,927円につきましては、地方公営企業法の適用に伴い、同法の規定による特別会計に引き継ぎを行っております。

以上のとおり、令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 次に、令和5年度水道事業会計決算の概要について、上下水道課長より説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） おはようございます。

ただいまから、令和5年度七戸町水道事業決算の概要について御説明いたします。

最初に、水道の普及状況であります。給水人口は1万4,121人で、前年度に比べ322人減少となりました。

給水契約は7,580件で、前年度に比べ2件減少し、給水普及率は前年度と同様の99.0%となっております。

次に、年間有収水量は152万2,017立方メートルで、前年度に比べ6,718立方メートル減少しました。1日当たりの最大配水量は7,467立方メートルで、前年度に比べ110立方メートル減少し、平均配水量は6,526立方メートルで、前年度に比べ333立方メートルの増加となっております。

有収率は、前年度に比べ3.9ポイント減少して63.7%となりました。

次に、工事関係では、計量法の規定による検定満期に達した1,048か所のメーター交換を行いました。

配水管は、ライフライン機能強化等事業国庫補助による布設替え及び道路改良工事関連による整備で、6地区の1,899.62メートルの整備を実施しております。

なお、これらの工事による管路の整備状況は、令和5年度末時点で総延長約277キロメートルとなり、石綿セメント管の残り延長は、そのうち約40キロメートルとなっております。

次に、会計の状況につきまして、消費税抜きの数値で御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収益的収入合計額は3億3,048万7,517円で、前年度と比較し73万5,578円の減収となっており、給水収益では35万8,783円の増収となりました。

主な収入といたしましては、給水収益が2億8,252万5,303円で、収入総額の85.49%を占め、長期前受金戻入が4,118万848円で、収入総額の約12.46%を占めています。

次に、収益的支出合計額は2億7,682万909円で、前年度と比較し872万2,066円の増となりました。

主な支出といたしましては、企業債利息が1,879万5,535円、職員給与費等が3,859万3,049円、水質検査及び検針業務、浄水場管理業務等の委託料が2,882万8,930円、減価償却費が1億4,214万4,456円でございます。

これにより、令和5年度七戸町水道事業におきましては、収益的収入総額3億3,048万7,517円、収益的支出総額2億2,682万909円となり、差引純利益が5,366万6,608円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入合計額は1億4,503万円、支出合計額は3億3,254万3,669円であります。

収入では、ライフライン機能強化等国庫補助金が4,832万2,000円、老朽管更新事業に伴う企業債借入金が9,200万円、他会計負担金及びその他負担金が470万8,000円であります。

支出では、企業債元金償還金が7,094万5,242円、検定満期に伴う水道メーター交換工事費等が3,032万3,427円、老朽管更新工事等が1億8,947万円でございます。

います。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税込みで2億1,362万9,558,999円であり、これを損益勘定留保資金から1億4,228万4,526円、減債積立金から5,000万円、消費税資本的収入調整額から2,134万5,032円で補填しております。

以上で、令和5年度七戸町水道事業決算の概要について説明を終わります。

○議長（附田俊仁君） 次に、令和5年度七戸町各会計決算審査意見書並びに令和5年度財政健全化及び経営健全化審査意見書について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（吉川正純君） おはようございます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度七戸町各会計の決算等について、審査意見を御報告申し上げます。

お手元に配付しております令和5年度七戸町歳入歳出決算書の23ページをお開きください。

審査の対象は、令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書及び証書類並びに水道事業会計決算、同財務諸表及び証書類、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書の11項目でございます。

審査に当たりましては、町長から提出された決算書類と会計管理者及び水道事業管理者からの諸帳簿、証書類との照合、関係責任者からの説明を聴取するなどして審査いたしました。

その結果、審査に付された各決算は、諸帳簿及び証書類と適合し、計数に誤りがなく、法令規則に基づいて適切に処理されているものと認めました。

総括的な意見としては、より一層の効率的な行政効果を上げるよう次のことを審査意見としました。

①温暖化による異常気象に伴う自然災害が激甚化やインフラの老朽化の課題に対応すべく、公共施設の計画的な更新を中心とした災害に強いまちづくりに取り組んでいただきたい。

②町税収入については、徴収率が97.8%と前年度と同率で推移しているものの、人口減少による町税の減収が懸念される。国・県の施策や対策に係る各種補助金等の動向について情報収集を行うとともに、ふるさと納税などの自主財源確保のための取組について努めていただきたい。

③財政援助団体の運営については、単に補助金を交付することだけではなく、担当者が援助団体と直接の話し合いの場を設けるなどして効果を検証し、改善に努めていただきたい。

④DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、質の高い住民サービスの提供と行

政事務の効率化に不可欠なツールであることから、デジタル化の構築を推進するとともに、地域活性化企業人派遣社員に協力してもらい、職員研修も進めていただきたい。

以下、24ページから39ページまでの説明は省略させていただきますが、各会計の前年度との比較及び詳細について、それぞれ資料を掲載しております。

以上、令和5年度各会計決算審査意見書についての御報告といたします。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査及び経営健全化審査の結果について御報告いたします。

お手元に配付しております報告第25号令和5年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての1ページ目と2ページ目を御覧いただきたいと思います。

審査の対象は、令和5年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率の5項目及びその算定の基礎となる事項を掲載した書類であります。

審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。その結果、早期健全化基準をそれぞれ下回っている内容となっております。

現時点での数値は、健全な財政運営が反映されておりますが、今後は、各種公共施設・設備の更新等により、係数悪化が見込まれる状況であり、一層の効率的な財政運営が求められていると考えます。

なお、審査に付された書類については、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上、令和5年度財政健全化審査意見書及び令和5年度経営健全化審査意見書についての御報告といたします。

○議長（附田俊仁君） これをもって、決算の概要説明及び審査意見書の報告を終わります。

本件については、9月12日までを審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本件については、9月12日を審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、決算審査特別委員会を本日の定例会終了後、直ちに招集しますので、そのまま御着席願います。

なお、9月9日の本会議は、午前10時に再開いたします。

本席から告知いたします。

9月9日の一般質問の順序をお知らせいたします。1番目は8番の工藤章君、2番目は9番の桁清悦君、3番目は1番の藤井夏子君、4番目は10番の佐々木寿夫君、5番目は3番の山本泰二君、6番目は4番の向中野幸八君となります。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時53分